

## 奈良工業高等専門学校留学規程

平成 2年4月1日制定

平成11年4月1日改正

### (目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校学則（昭和39年4月1日制定）第5章第27条の規定に基づき、本校学生の外国の教育機関への留学（以下「留学」という。）に関する必要な事項を定める。

### (許可条件)

第2条 留学は、次の各号の全てに該当する場合に許可する。

- 一 留学先が、体系的な教育課程を有する高等学校又は大学であること。
- 二 前号に規定する高等学校又は大学に在籍することが許可されていること。
- 三 当該学生の留学前の生活及び学習態度が良好で、留学の目的、理由等が教育上有益であると認められること。
- 四 留学先で履修する科目が、留学期間中における本校の履修科目とその内容において相当とみなすことができ、復学後の修学に支障がないと認められること。

### (申請及び許可)

第3条 留学を希望する学生は、原則として、出国3か月前までに留学願（別紙様式1）に、次の各号に掲げる書類を添付して校長に願い出なければならない。

- 一 留学先教育機関の在籍又は留学の許可を証明する書類（写）
- 二 留学先教育機関の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載された書類
- 三 その他校長が必要と認める書類

2 前号の願い出があったとき、校長は、教務委員会の議に付し、前条各号の許可条件を満たしているものについて、これを許可するものとする。

3 前項により留学を許可した場合で、出国前に前条の許可条件を欠くような事態が生じたときは、留学許可を取り消すことがある。

### (留学期間)

第4条 留学の期間は10か月以上1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められた場合には、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 留学期間は通算2年を超えることはできない。

3 留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

### (留学の終了及び復学)

第5条 留学が終了し復学するときは、すみやかに復学願（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 留学先の教青機関が発行した成績証明書，又はそれに代わる書類
- 二 本人の留学報告書

(単位の認定)

第6条 留学中の履修に係る単位は，一括して30単位を認定することができる。この場合，個々の科目についての評価は行わない。

2 留学期間が短縮された場合において，当該留学期間が10か月に満たなくなったときは，前項に規定された単位の認定は行わない。

(卒業に要する修得単位数)

第7条 卒業に要する修得単位数を計算する場合，留学中の履修に係わって認定された30単位を算入し所定の単位を修得しているときは，卒業を認めることができる。

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成11年4月1日から施行する。

別紙様式1

留 学 願

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校校長 殿

工学科 年 組

氏 名

保護者（本人との続柄）

住 所

氏 名（記名押印又は署名）

下記の事由により留学したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1 留 学 の 目 的

2 留 学 先 の 国 名

3 留 学 先 の 学 校 名

4 留 学 先 の 学 校 所 在 地

5 留 学 先 の 住 所

6 留 学 の 期 間

平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで

別紙様式2

## 留 学 期 間 変 更 願

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校校長 殿

工学科 年 組

氏 名

保護者（本人との続柄）

住 所

氏 名（記名押印又は署名）

下記の事由により留学期間の変更をしたいので、御許可くださるようお願いいたします。

### 記

1 留学延長・短縮の理由

2 留 学 先 の 国 名

3 留 学 先 の 学 校 名

4 留学先の学校所在地

5 留 学 先 の 住 所

6 留学延長・短縮の期間

平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで

別紙様式3

復 学 願

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校校長 殿

工学科 年 組

氏 名

保護者（本人との続柄 ）

住 所

氏 名（記名押印又は署名）

下記により留学中のところ平成 年 月 日から、復学したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1 留 学 の 目 的

2 留 学 先 の 国 名

3 留 学 先 の 学 校 名

4 留 学 先 の 学 校 所 在 地

5 留 学 先 の 住 所

6 留 学 の 期 間

平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで